

昭和五十二年法律第九十三号

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法

1 最近の国際的な水産資源の保存及び管理のため... 排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚... 平成八年法律第七十四号 第二条に規定する大陸棚をいう。

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が定める

第六号、第四十一条第二号、第五十三号、第五十八号、第五十九条第一項、第六十四号、第七十四号、第七十三号第三号及び別表第二号第九号

の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号。以下「臨時措置法」という。）第一項に規定する業務」と、

同法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び臨時措置法第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四号第一項第四号中「又は別表第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二号に掲げる業務又は臨時措置法第一項に規定する業務」と、同項第五号」とあるのは「臨時措置法第一項に規定する業務並びに同条第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「臨時措置法第一項に規定する業務並びに同条第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、臨時措置法」と、同法第七十二条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び臨時措置法第一項」と、同法別表第二号第九号中「又は別表第一項第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は臨時措置法第一項に規定する業務」とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律は、令和十年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

附則（昭和五十八年三月二十九日法律第八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年三月三十一日法律第一三三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。 附則（平成五年三月三十一日法律第一五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。 附則（平成一〇年三月三十一日法律第三一〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一一年五月二十八日法律第五六号）抄

1 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。 附則（平成一一年七月三〇日法律第一一五号）抄

1 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。 2（水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による改正前の水産加工業施設改良資金融通臨時措置法第四項及び第五項の規定により同法第四項に規定する日以前に行われた貸付けについては、なお従前の例による。

附則（平成一三年四月一日法律第二八号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附則（平成一五年三月三十一日法律第一四四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律の施行前に国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附則（平成二〇年三月三十一日法律第七七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。 2（この法律の改正規定（「強化並びに」を「強化、」に改める部分、「減少」の下に「並びに世界における水産物の需要の増大」を加える部分及び「確保」の下に「又は未利用若しくは利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進」を加える部分を除く）、第二項の改正規定及び第三項の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。）

（罰則に関する経過措置） 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附則（平成二三年五月二日法律第三九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一項の改正規定（「強化並びに」を「強化、」に改める部分、「減少」の下に「並びに世界における水産物の需要の増大」を加える部分及び「確保」の下に「又は未利用若しくは利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進」を加える部分を除く）、第二項の改正規定及び第三項の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。 2（罰則に関する経過措置） 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附則（平成二三年五月二日法律第三九号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五号第一項及び第四十七号並びに附則第二十二号から第五十一号までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。 （株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置） 第五十条 2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 （罰則の適用に関する経過措置） 第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二五年三月三〇日法律第七七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。 附則（平成三〇年三月三十一日法律第九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。 附則（令和五年三月三十一日法律第七七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。 附則（令和五年三月三十一日法律第七七号）抄